

宮城県農業負債整理関係資金運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、農業負債整理関係資金基本要綱（平成13年5月1日付け13経営第356号農林水産事務次官依命通知。以下「基本要綱」という。）に定める次の資金（以下「2資金」という。）に係る融資制度の効率的な運営を図るため、基本要綱に定めるもののほか、必要な事項について定めるものとする。

- (1) 経営体育成強化資金（経営体育成強化資金実施要綱（平成13年5月1日付け13経営第303号農林水産事務次官依命通知）第2のIIに定める資金をいう。）
- (2) 農業経営負担軽減支援資金（農業経営負担軽減支援資金の円滑な融通のためのガイドライン（平成17年4月20日付け16経営第8953号農林水産省経営局長通知）第2に定める資金をいう。）

(融資相談への対応)

第2 農業者からの融資相談に対しては、原則として融資機関が中心となって、関係機関と連携を図りながら対応するものとする。

- 2 融資機関、市町村、地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所、農業改良普及センター及び家畜保健衛生所等は、融資相談を行った農業者に対し、相互に連携を図りながら、適切に指導・助言を行うものとする。

(経営改善計画作成への指導・助言)

第3 農業者は融資申込みに当たり経営改善計画を作成するものとし、その経営改善計画の作成についての農業者からの相談に対しては、農業改良普及センターが中心となって、関係機関と連携を図りながら指導・助言を行うこととする。

- 2 借入希望者が、飼養衛生管理基準（家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第12条の3に規定する飼養衛生管理基準をいう。）に定められた家畜のうち豚、いのしし、鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養する事業を営む者である場合は、農場所在地を所管する県家畜保健衛生所から飼養衛生管理基準の遵守状況の確認書類の交付を受け、この確認書類を経営改善計画書と併せて提出するものとする。

(融資機関)

第4 経営改善計画等の提出先となる融資機関は、次のとおりである。

- (1) 経営体育成強化資金
次に掲げる金融機関
 - ① 株式会社日本政策金融公庫仙台支店
 - ② 株式会社七十七銀行
 - ③ 株式会社仙台銀行
 - ④ 農林中央金庫仙台支店
- (2) 農業経営負担軽減支援資金
県と利子補給契約を締結している農業協同組合等の金融機関

(農業信用基金協会の保証)

第5 2資金の債権保全措置については、物的担保又は農業信用基金協会による保証のいずれかとする。

なお、農業信用基金協会による保証の対象となる資金は、次のとおりである。

- (1) 経営体育成強化資金（関係金融機関から農業者に転貸する場合に限る。）
- (2) 農業経営負担軽減支援資金

(融資判断保留時の取扱い)

第6 基本要綱第3の2(3)及び第3の3(3)に定める農業者は、借入申込み段階では融資の可

否の判断が困難なものの、1年間の指導により経営能力の向上が見込まれる者とする。

- 2 融資機関は、融資の可否の判断を保留しようとする場合には、あらかじめ農業改良普及センター等の関係機関と1年間の指導による経営能力向上の実現可能性を検討し、安易に判断を先延ばしすることの無いよう、関係機関と連絡調整を図るものとする。

(経営診断)

第7 基本要綱第4の2に定める経営診断の実施機関は、宮城県農業金融地方審査会設置運営要領(昭和59年4月1日施行)による宮城県農業金融地方審査会とする。

ただし、被災借入希望者に係る経営診断については、融資機関へ委任できるものとする。

- 2 経営診断の実施に当たっては、市町村をはじめとする関係機関の協力を得て行うものとする。

(融資実行後の措置)

第8 融資を実行した場合、融資機関は、必要に応じて市町村、地方振興事務所又は地方振興事務所地域事務所、農業改良普及センター、家畜保健衛生所等関係機関の協力を得て指導班を編成し、借入者の経営改善が着実に行われるよう適時適切な指導に努めるものとする。

- 2 地方振興事務所長又は地方振興事務所地域事務所長は、前項の指導が効果的に行われるよう関係機関と十分連絡調整を図ることとする。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、融資制度の円滑な運営について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成13年7月23日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成14年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年9月1日から施行する。